

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇八十二 略」</p> <p>八十三 T L A C 規制対象銀行 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行をいう。</p> <p>八十四 T L A C 規制対象会社 T L A C 規制対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定め</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇八十二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

る総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行持株会社TLAC告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「最終指定親会社TLAC告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十五 其他外部TLAC調達手段 銀行TLAC告示第四条第

三項、銀行持株会社TLAC告示第四条第三項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第三項に規定する其他外部TLAC調達手段をいう。

八十六 其他外部TLAC関連調達手段 その他外部TLAC調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの並びに特例外部TLAC調達手段（いずれもTLAC除外債務及びこれに相当する債務を除く。）をいう。

八十七 TLAC除外債務 銀行TLAC告示第四条第四項、銀行

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

持株会社T L A C 告示第四条第四項及び最終指定親会社T L A C 告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十八 特例外部T L A C 調達手段 T L A C 除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であつて、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によつてその他外部T L A C 調達手段に相当すると認められているものをいう。

(普通株式等T i e r 1 資本の額)

第五条 「略」

2 「略」

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

「一〇三 略」

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇十四 略」

4 「略」

(その他T i e r 1 資本の額)

第六条 「略」

「2・3 略」

4 第一項及び前項の「その他T i e r 1 資本調達手段」とは、次に

「号を加える。」

(普通株式等T i e r 1 資本の額)

第五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇十四 同上」

4 「同上」

(その他T i e r 1 資本の額)

第六条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを徐く。）をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

〔三・四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

〔三・四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額は、前項各号に掲げる額の合計額に、次に掲げる額（前項各号に該当する額を除く。）の合計額を加えた額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

二 銀行又は連結子法人等が保有し、かつ、次に掲げる要件を満たす少数出資金融機関等（第八条第七項第一号に規定する少数出資金融機関等をいう。）のその他外部TLAC関連調達手段で、銀行が第八条第七項に基づき少数出資に係る対象資本等調達手段合計額を算出するに当たり、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額から控除するものとして指定しているもの（次号及び第八条第七項第一号において「マーケット・メイク目的保有TLAC」という。）のうち、次に掲げるいずれかの要件を欠くに至ったものの額

イ 当該銀行又は連結子法人等の特定取引勘定に含まれること。

ロ 保有期間が三十営業日以内であること。

三 マーケット・メイク目的保有TLACの額の合計額から、前号に掲げる額及び少数出資に係る五パーセント基準額（第八条第七項第一号に規定する少数出資に係る五パーセント基準額をいう。）の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

5|| 4||

〔略〕

第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる

4|| 3||

〔同上〕

〔同上〕

要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは変更内容の変更について、発行者の他の債務（その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

三 「略」

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第五項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

三 「同上」

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

6|| 「略」

(資本バッファーに係る普通株式等Tier 1資本の額)

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Tier 1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier 1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

「イ」ニ 略」

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier 1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

イ Tier 2資本の額(第二条第三号の算式におけるTier

5|| 「同上」

(資本バッファーに係る普通株式等Tier 1資本の額)

第七条の二 「同上」

一 普通株式等Tier 1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

「イ」ニ 同上」

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier 1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

三 「同上」

イ Tier 2資本の額(第二条第三号の算式におけるTier

2 資本の額をいう。次項第二号において同じ。）

ロ 「略」

2|| 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行については、第二条の二第一項の算式における資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。ただし、第三条の規定にかかわらず、第二号に掲げる額の算出に当たっては、銀行TLAC告示第一条第九号に規定する国内処理対象銀行グループに含まれる子会社等に限り、連結の範囲に含めるものとする。

一 前項第一号に掲げる額から前項第二号及び第三号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率（銀行TLAC告示第一条第十号に規定する最低所要リスク・アセットベースTLAC比率をいう。）から八パーセント（銀行TLAC告示第二条第二項第一号の規定を適用する場合にあつては十・五パーセント、同項第二号の規定を適用する場合にあつては十一・五パーセントとする。）を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

イ その他外部TLAC調達手段の額

ロ その他Tier1資本の額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

(1) リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額

2 資本の額をいう。)

ロ 「同上」

「項を加える。」

- (2) その他Tier1資本の額がリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額からTier2資本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
- ハ Tier2資本の額からリスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 「略」

〔2〕5 略〕

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号並びに第七条第二項第二号及び第三項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率（TLAC規制対象会

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意

社又はその連結子法人等にあつては、自己資本比率又は外部TLAC比率)を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本等調達手段(対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第二十九条第五項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。))、その他Tier1資本調達手段に相当するもの若しくはTier2資本調達手段に相当するもの(規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率(第二十五条に規定する連結自己資本比率を含む。))の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。))をいう。第二十九条第四項及び第三十三条第二項第一号へにおいて同じ。))又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号へにおいて同じ。))を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段、Tier2資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段を保有していると認められる場合(銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。))における当該他の金融機関等の対象資本等調達手段(以下この

図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第二十九条第五項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。))、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率(第二十五条に規定する連結自己資本比率を含む。))の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、第十条第二項第一号へ、第二十九条第四項及び第三十三条第二項第一号へにおいて同じ。))を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。))における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。))のうち普通株式に相当するものの額とする。

項において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

四 第七条第三項第一号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号並びに第七条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

「号を加える。」

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七條第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対

象資本等調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部T L A C 関連調達手段にあつては、その他外部T L A C 関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合には、第十一項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部T L A C 関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。）から少数出資に係る五パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とし、T L A C 規制対象銀行にあつては、当該銀行又は連結子法人等が保有しているその他外部T L A C 関連調達手段の額の合計額からマーケット・メイク目的保有T L A C の額の合計額を控除した額とする。以下この項において「基準超過その他外部T L A C 関連調達手段の額」という。）とする。）の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から

象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

四 第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

「号を加える。」

額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号並びに第七条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本等調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。)のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜へ 略〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜へ 同上〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

9 〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

〔二・三 略〕

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

〔二・三 同上〕

10 〔同上〕

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目

目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 略】

11 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「略」

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号、第二十九条第九項第二号及び第四十一条第八項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

（信用リスク・アセットの額の合計額）

係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 同上】

11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「同上」

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号、第二十九条第九項第二号及び第四十一条第八項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

〔イ〕ホ 略

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 「略」

〔二〕三 略

3 「略」

（普通株式Tier1資本の額）

第十七条 「略」

2 「略」

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

第十条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

〔イ〕ホ 同上

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 「同上」

〔二〕三 同上

3 「同上」

（普通株式Tier1資本の額）

第十七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 略」

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇十四 略」

4 「略」

(その他Tier1資本の額)

第十八条 「略」

「2・3 略」

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

「三・四 略」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると

「一〇三 同上」

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇十四 同上」

4 「同上」

(その他Tier1資本の額)

第十八条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後の内容を有するものであること。

「三・四 同上」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについて

認められる場合にあつては、発行後に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〕十五 略

5 「略」

(Tier 2資本の額)

第十九条 「略」

2 第十四条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一〕四 略

五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）

やむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〕十五 同上

5 「同上」

(Tier 2資本の額)

第十九条 「同上」

2 「同上」

〔一〕四 同上

〔号を加える。〕

の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によって認められている額（以下この号において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、銀行が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。以下の条及び第二十条において同じ。）。

六|| その他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行については、第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額は、前項各号に掲げる額の合計額に、次に掲げる額（前項各号に該当する額を除く。）の合計額を加えた額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

二 銀行が保有し、かつ、次に掲げる要件を満たす少数出資金融機関等（第二十条第四項第一号に規定する少数出資金融機関等。）のその他外部TLAC関連調達手段で、銀行が第八条第七項に基づき少数出資に係る対象資本等調達手段合計額を算出するに当たり、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額から控除するものとして指定しているもの（次号及び第二十条第四項第一号において「マーケット・メイク目的保有TLAC」という。）

「号を加える。」

「項を加える。」

<p>5 4 </p> <p>第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。</p> <p>三 「略」</p> <p>四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。</p> <p>五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の</p>	<p>3 </p> <p>4 3 </p> <p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。</p> <p>五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目</p>
--	--

目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由がある
と認められる場合にあっては、発行後に発行者の任意による
ときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買
戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が
行っていないこと。

ハ 「略」

「六〇十 略」

6|| 「略」

(資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額)

第十九条の二 第十四条の二第一項の算式において、資本バッファ
に係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第
二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier1資本の額(第十四条第一号の算式におけ
る普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第
十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入
しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条に
おいて「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセント
を乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあって
は、零とする。)

目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ
いてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行
後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還等
を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に
掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者
が行っていないこと。

ハ 「同上」

「六〇十 同上」

5|| 「同上」

(資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額)

第十九条の二 「同上」

一 普通株式等Tier1資本の額(第十四条第一号の算式にお
ける普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額
(第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算
入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条
において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセン
トを乗じて得た額を控除した額

「イ」ニ 略」

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier 1資本の額（第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ Tier 2資本の額（第十四条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。次項第二号において同じ。）

ロ その他Tier 1資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

2||

前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行については、第十四条の二第一項の算式における資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 前項第一号に掲げる額から前項第二号及び第三号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率（銀行TLAC告示第一条第十号に定める比率をいう。から八パーセント（銀行TLAC告示第二条第二項第一号の規

「イ」ニ 同上」

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier 1資本の額（第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ Tier 2資本の額（第十四条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。）

ロ その他Tier 1資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

「項を加える。」

定を適用する場合にあっては十・五パーセント、同項第二号の規定を適用する場合にあっては十一・五パーセントとする。)を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

イ その他外部TLAC調達手段の額

ロ その他Tier1資本の額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

- (1) リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額
 - (2) その他Tier1資本の額がリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額からTier2資本の額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)
- ハ Tier2資本の額からリスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 「略」

2 「略」

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号並びに第十九条第二項第二号及び第三項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 「同上」

2 「同上」

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率（T L A C規制対象会社にあつては、自己資本比率又は外部 T L A C比率）を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本等調達手段（対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他 T i e r 1 資本調達手段又は T i e r 2 資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第四十一条第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。））、その他 T i e r 1 資本調達手段に相当するもの若しくは T i e r 2 資本調達手段に相当するもの（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（第三十七条に規定する単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。）をいう。第四十一条第三項及び第四十四条第二項第一号へにおいて同じ。）又はその他外部 T L A C 関連調達手段をいう。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他 T i e r 1 資本調達手段又は T i e r 2 資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第四十一条第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。））、その他 T i e r 1 資本調達手段に相当するもの又は T i e r 2 資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（第三十七条に規定する単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、次条第二項第一号へ、第四十一条第三項及び第四十四条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行の普通株式、その他 T i e r 1 資本調達手

以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。)を保有している」と認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行の普通株式、その他Tier1資本調達手段、Tier2資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段を保有していると認められる場合(銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本等調達手段(以下この項において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段」という。)のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第十九条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

四 第十九条第三項第一号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号並びに第十九条第二

段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第十九条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

「号を加える。」

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び第十九条第二

二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ロ又はハに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本等調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部TLAC関連調達手段にあつては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合においては、第八項の規定にかかわらず、銀行が少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであっても、これらのその他外部TLAC関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。）から少数出資に係る五パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とし、TLAC規制対象銀行にあつては、当該銀行が保有しているその他外部TLAC関連調達手段の

項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ロ又はハに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

額の合計額からマーケット・メイク目的保有TLACの額の合計額を控除した額とする。以下この項において「基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額」とする。）の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合（少数出資金金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合（少数出資金金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じ

乗じて得た額とする。

四 第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部T L A C 保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部T L A C 関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第十八条第二項第四号並びに第十九条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他T i e r 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本等調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他T i e r 1 資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜ハ 略〕

二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のT i e r 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちT i e r 2 資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第十九条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部

て得た額とする。

〔号を加える。〕

5 第十八条第二項第四号及び第十九条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他T i e r 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他T i e r 1 資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜ハ 同上〕

二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のT i e r 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちT i e r 2 資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

TLAC 関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部 TLAC 関連調達手段の額とする。

6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

〔二・三 略〕

7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで

6 〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

〔二・三 同上〕

7 〔同上〕

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除

除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

〔二・三 略〕

8 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 〔略〕

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

〔二・三 同上〕

8 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 〔同上〕

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔10・11 略〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

〔イ〕ホ 略

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 〔略〕

〔二〕四 略

3 〔略〕

(自己資本の額)

第二十八条 〔略〕

〔10・11 同上〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 〔同上〕

〔二〕四 同上

3 〔同上〕

(自己資本の額)

第二十八条 〔同上〕

<p>2 「略」</p> <p>3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。</p>	<p>「一〇三 略」</p> <p>四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。</p>	<p>「五〇十四 略」</p> <p>4 第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。</p>	<p>「一〇四 略」</p> <p>五 償還を行う場合には、<u>発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）</u>に発行者の任意による<u>ときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。</u></p>		
<p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p>	<p>「一〇三 同上」</p> <p>四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。</p>	<p>「五〇十四 同上」</p> <p>4 「同上」</p>	<p>「一〇四 同上」</p> <p>五 償還を行う場合には<u>発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）</u>に発行者の任意による<u>場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。</u></p>		
<p>イ 「略」</p> <p>ロ 償還又は買戻しについて<u>期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。</u></p>	<p>ハ 「略」</p>	<p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当</p>	<p>イ 「同上」</p> <p>ロ 償還又は買戻しについての<u>期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。</u></p>	<p>ハ 「同上」</p>	<p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当</p>

該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〇十三 略〕

5
〔略〕

(自己資本の額)

第四十条 〔略〕

2
〔略〕

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一〇三 略〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

〔五〇十四 略〕

4 第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一〇四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による時に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関

該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〇十三 同上〕

5
〔同上〕

(自己資本の額)

第四十条 〔同上〕

2
〔同上〕

3
〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五〇十四 同上〕

4
〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による場合に限り償還を行う

する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七十三 略〕

5 「略」

(他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第七十六条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。))をいう。第七十六条の四の二、第七十八条の二の三及び第七十八条の四の二において同じ。)の対象資本等調達手段(

ことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七十三 同上〕

5 「同上」

(他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第七十六条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。))をいう。第七十八条の二の三において同じ。)の対象資本調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第八条

連結自己資本比率を算出する場合にあつては第八条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第二十条第三項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）のうち、対象普通株式等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第七十六条の四の二 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によつて認められている額（以下この項において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が

第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第二十条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）のうち、対象普通株式等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

「条を加える。」

算入上限額に満たない場合は、一とする。)を、当該標準的手法採用行が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乘じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 前項の場合において、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五十パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十五条の算式における自己資本の額に五十パーセントを乘じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七条の算式における自己資本の額に五十パーセントを乘じて得た額をいう。第一百七十八条の四の二において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関連調達手段のうち第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額及び銀行TLAC告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第六十三条に定めるところによる。

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額

第五百五十二条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 〔略〕

二 国内基準行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む）。

ウ、第六十六条第一項第二号に掲げるDUTY方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第六十七条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第六十七条十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第六十七条十八条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第六十七条十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第六十七条の四の二第一項及び第二項の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第六十七条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセ

第五百五十二条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 国内基準行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む）。

ウ、第六十六条第一項第二号に掲げるDUTY方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第六十七条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第六十七条十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第六十七条十八条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第六十七条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

トの額の合計額

〔ロ〕ニ 略〕

(他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第一百七十八条の二三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(ECEをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第一百七十八条の四の二 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この項において「発行者」という。))の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融

〔ロ〕ニ 同上〕

(他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第一百七十八条の二三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(ECEをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

〔条を加える。〕

当局によって認められている額（以下この項において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、当該内部格付手法採用行が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、その他外部TLAC関連調達手段のうち第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額及び銀行TLAC告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第五百五十三条から前条までに定めるところによる。

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七條第五項第五号イ、第十八條第四項第五号イ、第十九條第五項第五号イ、第二十八條第四項第五号イ及び第四十條第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七條の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件(平成十四年金融庁告示第三十五号)第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行以外の銀行に対するものを、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。)に委任する。

2 [略]

(經由官庁)

第三百二十二条 銀行(銀行法施行令第十七條の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。)は、第六条第四項第五号イ、第七條第五項第五号イ、第十八條第四項第五号イ、第十九條第五項第五号イ、第二十八條第四項第五号イ又は第四十條第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由してしなければならない。

[2~4 略]

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七條第四項第五号イ、第十八條第四項第五号イ、第十九條第四項第五号イ、第二十八條第四項第五号イ及び第四十條第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七條の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件(平成十四年金融庁告示第三十五号)第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行以外の銀行に対するものを、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。)に委任する。

2 [同上]

(經由官庁)

第三百二十二条 銀行(銀行法施行令第十七條の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。)は、第六条第四項第五号イ、第七條第四項第五号イ、第十八條第四項第五号イ、第十九條第四項第五号イ、第二十八條第四項第五号イ又は第四十條第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由してなければならない。

[2~4 同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。